

～税理士が最低限知っておくべき～

# 「国際相続の基礎知識とよくある質問事例」

By Kiyomi Kindaichi



## ◆ 講師紹介

◆ 講師 金田一喜代美 (きんだいち きよみ)  
税理士・CFP、MBA

Seventh sense group / Tax of council

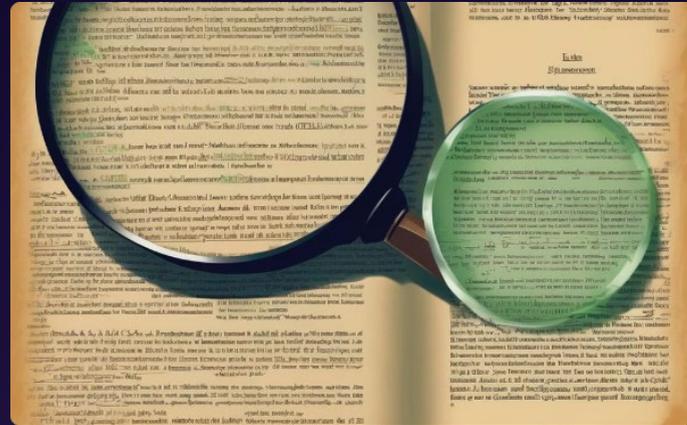
- 中央大学法学部 同専門職大学院修了MBA
- 慶應義塾商学研究科修士課程修了
- 中小および大企業の国内税務の豊富な経験を20年以上有したあと、大手税理士法人にて国際資産税準備室を経て、セブンセンスグループにて国際資産税部門であるGEPAS bizの立ち上げに尽力。

### 【実務経験】

米国、カナダ、豪州、イギリス、フランス、イタリア、ドイツ、香港、台湾、韓国、フィリピンその他多数の地域の不動産や金融商品に関する在外財産および外国人・日本人の資産税の実務経験を有する。和僑会、シンガポール三田会会員。

◆セブンセンスグループ GEPAS biz  
seventh sense group 〒107-0052 東京都港区赤坂 2-12-10  
gepas@seventh-sense.co.jp

# ◆ セミナーの目標

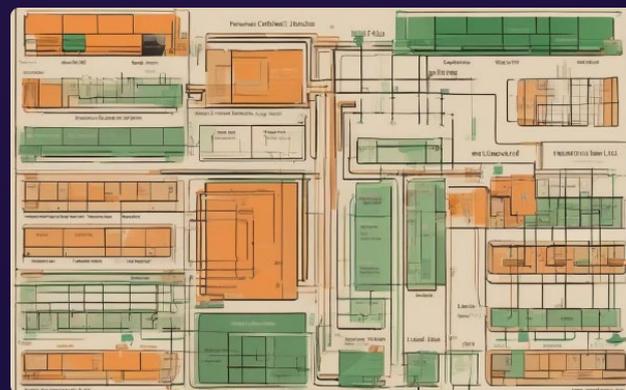


## ➤ 1. 世界の相続制度

国によって相続の法律や税制が異なるため、**主な相続法制度と課税制度**について、各国の国際相続を理解します。

## ➤ 2. 専門用語の意味

国際相続では、**準拠法、プロベイト、遺産税**などの専門用語が出てきます。これらの意味を理解すれば、情報を正しく理解し、適切に対応できます。



## ➤ 3. 相続税の納税義務者

各国の相続税制度は異なり、納税義務者の定義が異なります。日本とは違う国について理解を深めておきます。

## ➤ 4. 日本での国際相続のポイント

日本の相続課税制度は相続統一主義を採用していますが、国際相続が発生した場合の留意すべきポイントを理解します。

# Content: I. 法務

国際相続の法務	1	
	2	準拠法 (国際私法)
本国法	3	
	4	統一主義 vs. 分割主義
包括承継 vs. 管理清算	5	
	6	プロベイトとは
プロベイトの国と 非プロベイトの国	7	

# Content : II. 税務

世界での  
国際相続課税の仕組み

1

2

日本で国際相続の申告  
が起きた場合

納税義務者の4つの区分

3

4

納税義務者のからみる  
国際相続税の考え方

財産の所在地からみる国  
際相続税の考え方

5

6

国際的二重課税

海外信託

7

A faint, light-colored world map is visible in the background, centered on the Atlantic Ocean. The map shows the outlines of continents and some major cities. The text 'Content : I . 法務' is overlaid on the map.

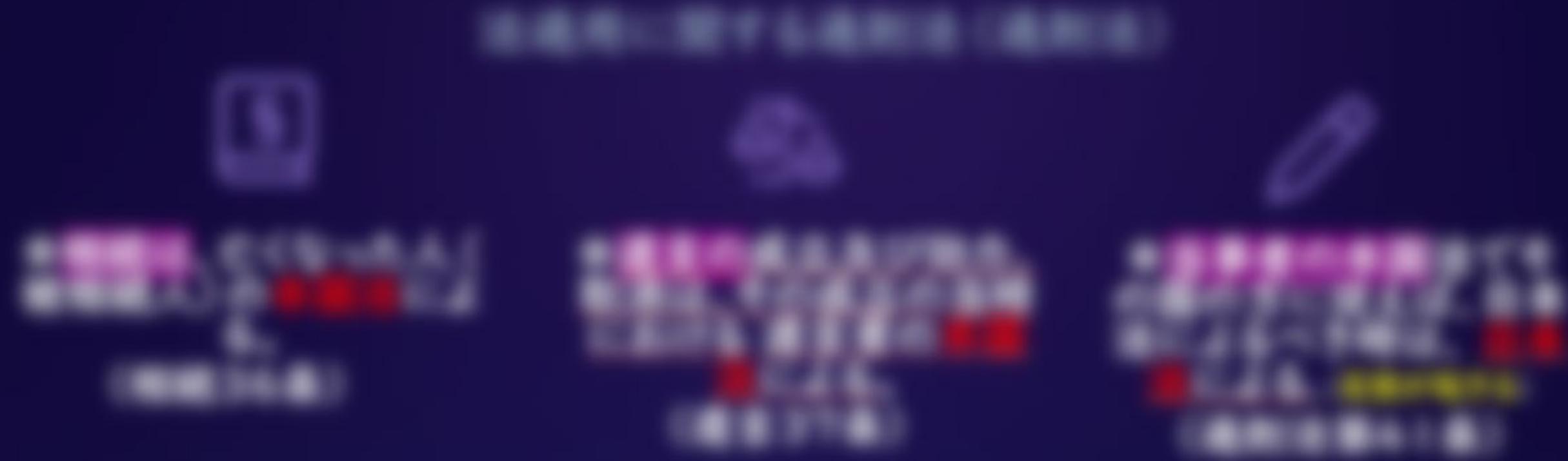
# Content : I . 法務

# 1. 国際相続のケース



ポイントは大きく3つです。

## 2. 準拠法（国際私法）はどうなるの？



# 3. 本国法とは



## 本国法とは？

国籍を有する者の法律上の地位、権利義務、法律上の責任を定める法律。

## 重国籍者の場合

日本国籍を有する者が、外国籍も有する者。日本国籍を有する者は、**日本法**が適用される。外国籍も有する者は、**外国法**が適用される。

## 不統一法国の場合

地域的不統一法国  
市民的不統一法国  
人的不統一法国  
居住し国籍を以ていない者（無国籍者）  
国籍を有するが、（外国籍も有する者）

「重国籍者 → 日本法が適用されるが、外国法も適用される。」 「無国籍者 → 日本法が適用される。」

## 4. 相続統一主義 VS. 相続分割主義 (相続財産の準拠法のおはなし)



相続統一主義とは?

財産の種類や所在地にかかわらず、

**全ての相続財産一括**に準拠

例) 日本、韓国、ドイツ等



相続分割主義とは?

遺産を**「不動産」**と**「動産等」**に区分

- 不動産はその所在地

- 動産は被相続人の最終住所等

例) アメリカ、ドイツ、中国等

# ◆参考図① 相続統一主義 VS. 相続分割主義

(相続財産の準拠法のおはなし)



**相続統一主義**  
相続財産の準拠法は被相続人の住所地法に準ずる。  
相続財産の準拠法は被相続人の住所地法に準ずる。

**相続分割主義**  
相続財産の準拠法は被相続人の住所地法に準ずる。  
相続財産の準拠法は被相続人の住所地法に準ずる。

相続財産の準拠法は被相続人の住所地法に準ずる。  
相続財産の準拠法は被相続人の住所地法に準ずる。



## 5. 包括承継主義 vs. 管理清算主義 (分割方法のおはなし)

### ➤ 包括承継主義

債権、債務の承継  
債権、債務の承継  
債権、債務の承継  
債権、債務の承継  
債権、債務の承継

### ➤ 管理清算主義

債権、債務の承継  
債権、債務の承継  
債権、債務の承継  
債権、債務の承継  
債権、債務の承継

◆参考図② 包括承継主義 VS. 管理清算主義 (分割方法のおはなし)

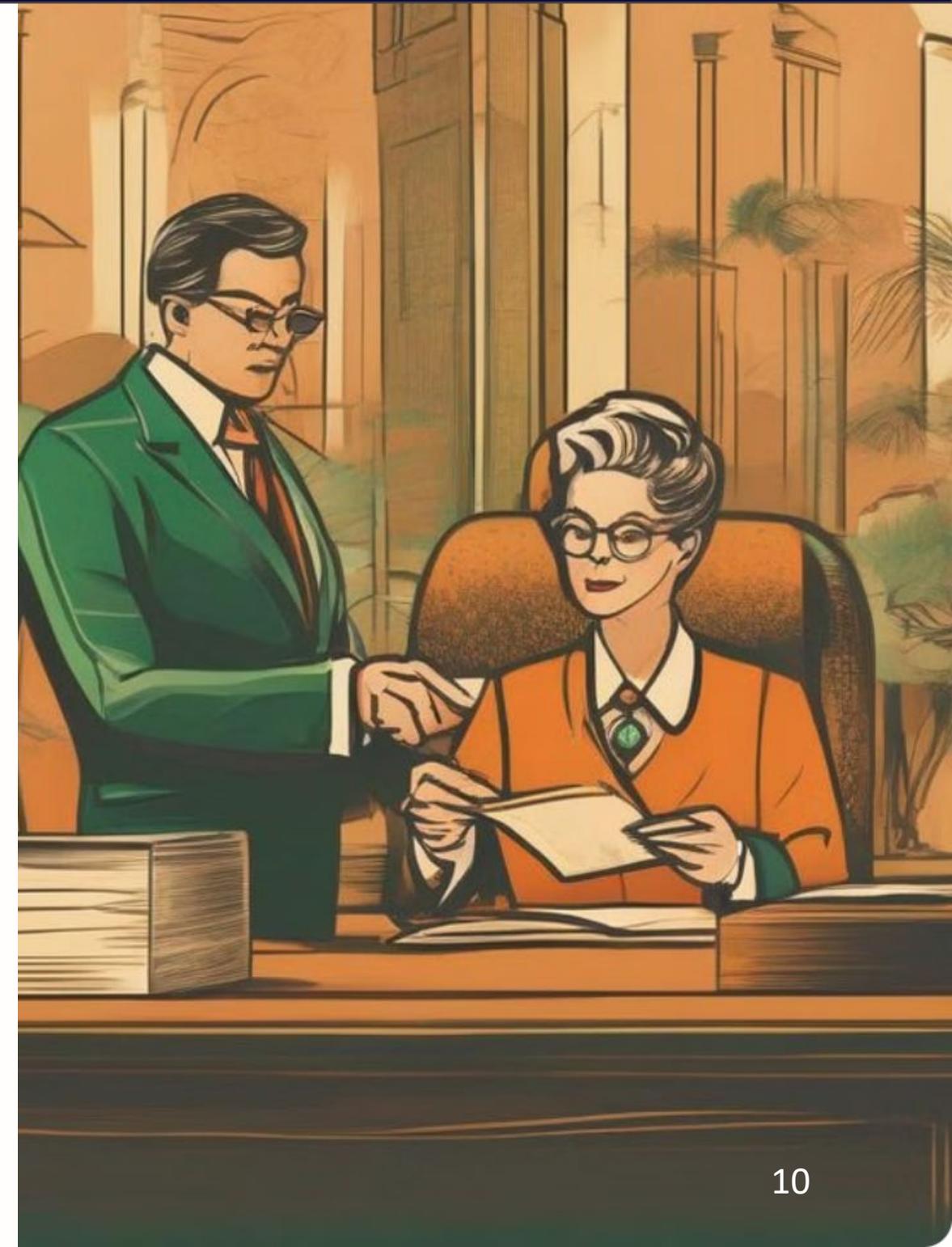


# 6.プロベイトとは

⇒ 管理運営主体の国が指定



# ◆参考図③ プロベイトの図解



# 7. プロベイトがある国・ない国



プロベイトがある国  
プロベイトがない国

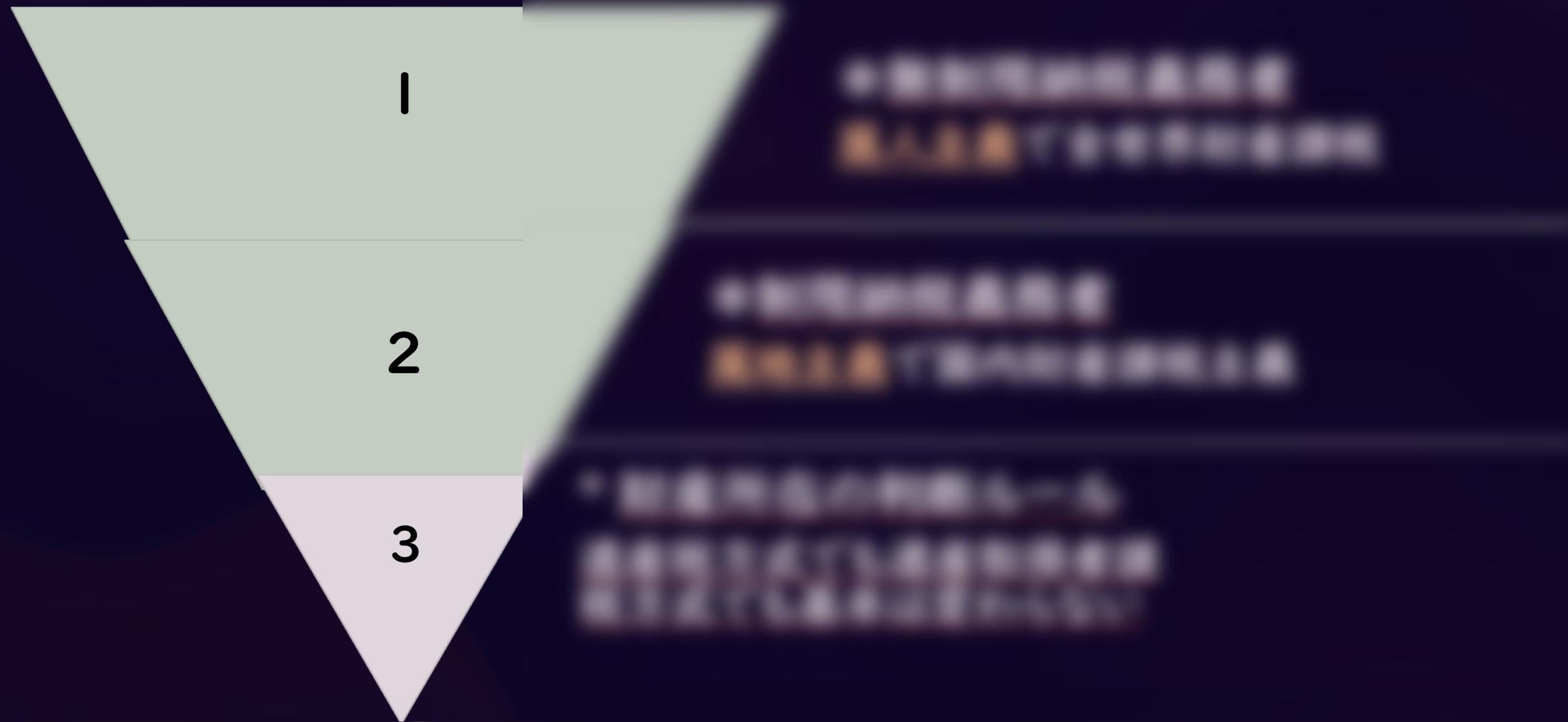
プロベイトがある国  
プロベイトがない国

A faint, light-colored world map is visible in the background, centered on the Atlantic Ocean. The map shows the outlines of continents and major countries.

# Content : II. 稅務



# ◆ 参考①: 国際相続税の大きな枠組み



各国の課税法や課税法が異なるため、二重課税になる可能性がある。

# ◆ 参考図②：課税方法による違い

● 課税方法  
法人、個人



● 課税方法  
法人、個人





# ◆参考図④ 相続の2つの方式の比較表

	日 本	米 国
遺産整理法務	相続財産目録	管理財産目録
課税方法	遺産分割前方法 <b>△</b>	遺産分割前方法 <b>△</b>
納税する人	相続人、受遺者	遺産管理人、受遺者
贈与税の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 遺贈贈与 200万円</li> <li>② 相続財産贈与 200万円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 遺贈贈与</li> <li>② 贈与贈与</li> </ul>
相続税の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 相続税の課税対象</li> <li>② 相続税の課税対象 (遺産分割前)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 遺産分割前</li> <li>② 遺産分割前</li> </ul>
夫婦間の優遇	優遇	優遇
申告期限	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 遺産分割前 1年以内</li> <li>② 遺産分割後 1年以内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 遺産分割前 1年以内</li> <li>② 遺産分割後 1年以内</li> </ul>

# ◆参考図⑤ 各国の納税義務者

● 常設施設を有する国 ● 常設施設を有しない国

国名	常設施設を有する国	常設施設を有しない国	常設施設を有しない国
日本		●	
アメリカ合衆国	●		
イギリス	●		
フランス	●		
ドイツ	●	●	
イタリア		●	
オランダ		●	
ベルギー		●	
スイス		●	
スペイン			●
ポルトガル			●
ギリシャ			●
韓国			●
中国			●

## 2.日本で国際相続の手続きをすることになった場合

★相続・贈与の国際的課税において日本で検討すべき局面、留意点は？

- 
- 
- 
- 
- 
- 
- 



# ◆参考図⑥ 日本の租税立法から紐とくと。。。



\*人的要素\*



\*空間的要素\*



# 3. 納税義務者の4つの区分

## ① 居住者納税義務者

日本に住んでいる個人

## ② 居住者納税義務者

海外に住んでいるが海外在住の所得も課税される個人

## ③ 非居住者納税義務者

海外に住んでいるが海外在住の所得は課税されない個人

## ④ 非居住者納税義務者

税務上の居住者として課税を受けるが、日本国に居住しない個人

4つの区分については、所得や課税があったときに住んでいる場所や期間から判定します。一方、課税を受けるかどうかは居住者かどうかで決まっていますが、**所得は発生したときの国境で判定するため、納税義務者も居住者かどうかで決まらず**。





# Case. I 米国財産の贈与 納税義務者はだれでしょう？

★ 納税義務者の前提整理です！ 《アメリカはあげた人》 《日本はもらった人》

米国国内財産の贈与	納税義務者はどなた？	贈与者	贈与者	贈与者	贈与者
		贈与者	贈与者	贈与者	贈与者
		贈与者	贈与者	贈与者	贈与者
		贈与者	贈与者	贈与者	贈与者
		贈与者	贈与者	贈与者	贈与者
		贈与者	贈与者	贈与者	贈与者
		贈与者	贈与者	贈与者	贈与者
		贈与者	贈与者	贈与者	贈与者

# Case.2 日本財産の贈与 納税義務者はだれでしょう？

★ 納税義務者の前提整理です！ 《アメリカはあげた人》 《日本はもらった人》

日本国内財産の贈与	納税義務者はどなた？	贈与者	受贈者	贈与税	贈与税	贈与税
		アメリカ人	日本人	○	○	○
		日本人	日本人	○	○	○
		日本人	アメリカ人	○	○	○
		日本人	日本人	○	○	○
		日本人	アメリカ人	○	○	○

# 4. 納税義務者からみる各国の相続税の考え方

● 日本に住所を有する相続人は、日本に住所を有する被相続人の遺産に課税される。

# ◆ 参考⑧ それぞれの制度の弊害



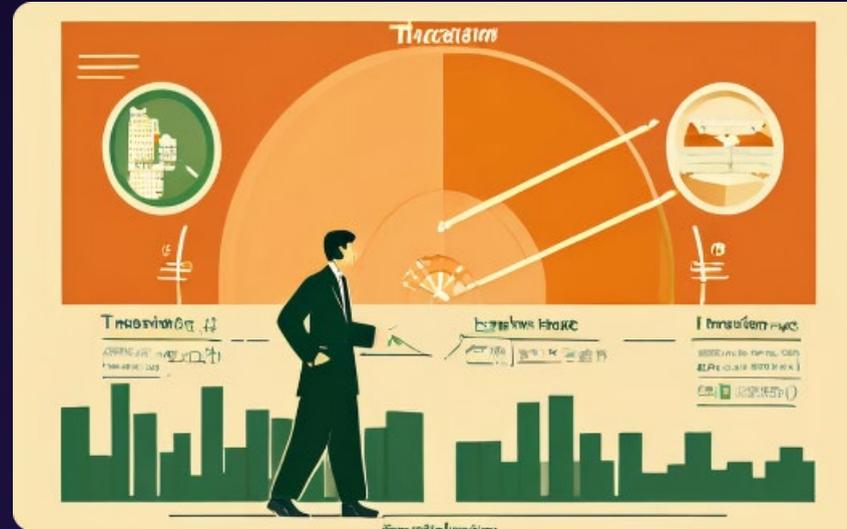
この図は、左側の裁判の象徴と右側の事務作業の象徴を対比させて、それぞれの制度の弊害を暗示している。左側の裁判は、厳格な手続きと公平性を重視するが、右側の事務作業は、効率性と柔軟性を重視する。この対比は、両者の長短を比較対照し、それぞれの制度がもたらす弊害を浮き彫りにしている。



# 5. 財産の所在地からみる国際相続税の考え方



◆ 財産の所在地

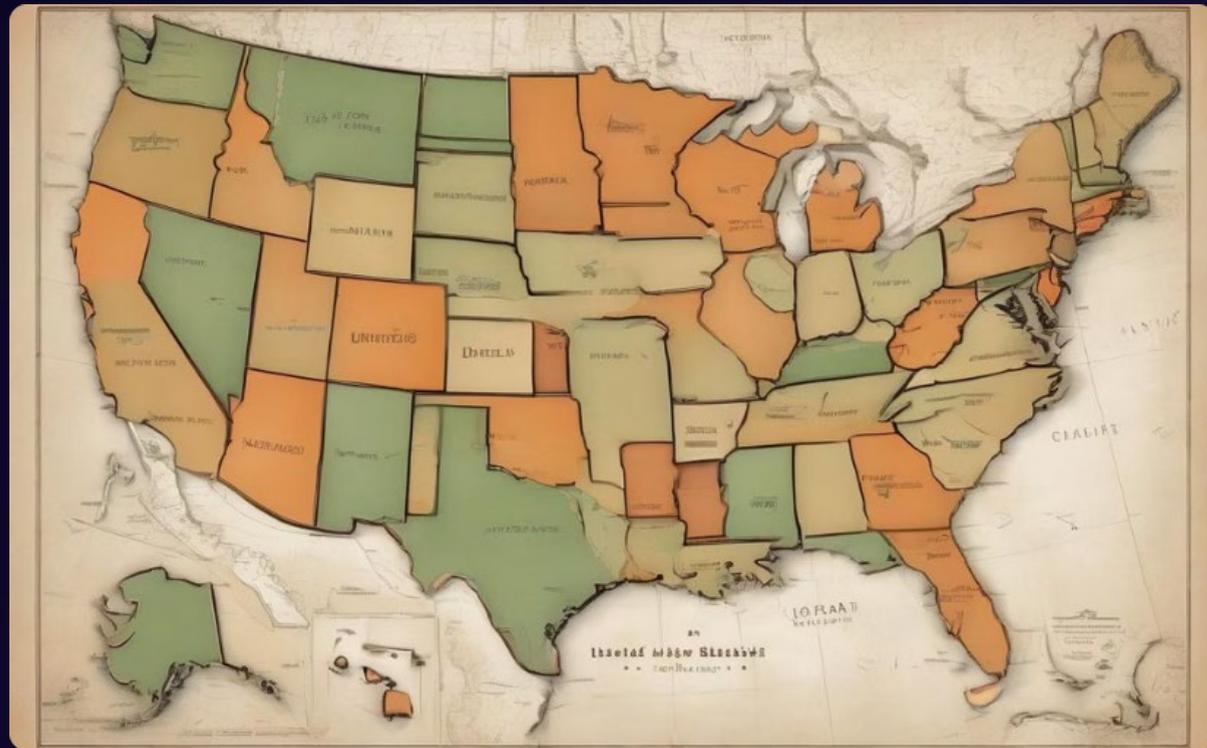


◆ 日本の相続税



◆ 海外の相続税

# ① 世界の共有財産制度：ジョイント資産



共有財産制を採用する米国の州



その他の国の共有財産制度



# Case.4 ジョイントアカウントにおける日本の相続税課税

◆Bank of Hawaii のジョイントアカウントの準拠法と相続税(東京地裁H26年7月8日判例)



本判例は、ハワイ銀行のジョイントアカウントの準拠法と相続税に関するものである。東京地裁H26年7月8日判例。

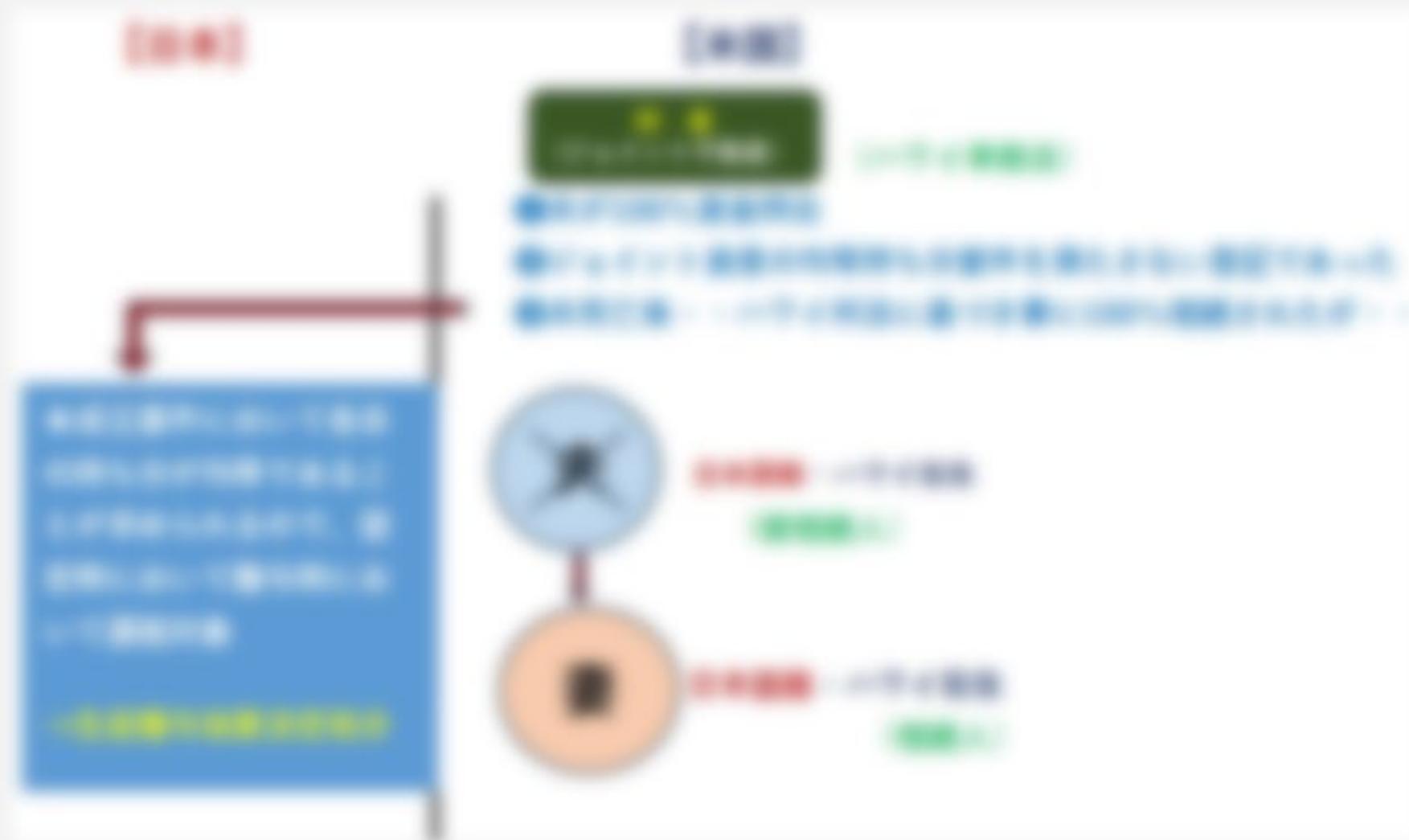
# Case.5 ジョイント不動産における日本の相続税課税

★ ハワイ州に所在するコンドミニアム合有不動産権利は相続税の課税対象  
(静岡地裁H19年3月判決・国税庁:質疑応答あり)

## 《内容》

設定時に夫全額負担でハワイ州法の共有名義で登記をした。

日本の相続財産を構成するかどうか。また、日本では相続税が発生するかどうか。



## 結論

ハワイ州に所在するコンドミニアム合有不動産権利は、日本の相続税の課税対象となる。また、日本では相続税が発生する。

# 6-1 国際的二重課税について



## ◆ 税額控除の意味

1. 課税対象となる所得から、一定の金額を控除し、その残額を課税標準とする。

2. 控除額は、課税標準の一定割合を超えない。

3. 控除額は、課税標準の一定割合を超えない。



## ◆ 二重課税の発生ケース

1. 同一の所得が、異なる国で課税される。

2. 異なる国で課税される所得が、異なる国で課税される。

3. 異なる国で課税される所得が、異なる国で課税される。



## ◆ 控除の方法

1. 課税標準から一定の金額を控除する。

2. 課税標準から一定の割合を控除する。

3. 課税標準から一定の割合を控除する。



## ◆参考⑨：なぜ相続における租税条約が 米国しかないのか？

実は、日本においては実例数が少ない、  
そして、相続租税条約締結国も増えてない・・・

## ◆二重税額控除の実態！

相続税の課税対象となる財産のうち、相続税の課税対象とならない財産は、相続税の課税対象とならない財産である。相続税の課税対象となる財産のうち、相続税の課税対象とならない財産は、相続税の課税対象とならない財産である。

### ● 二重税額控除の適用

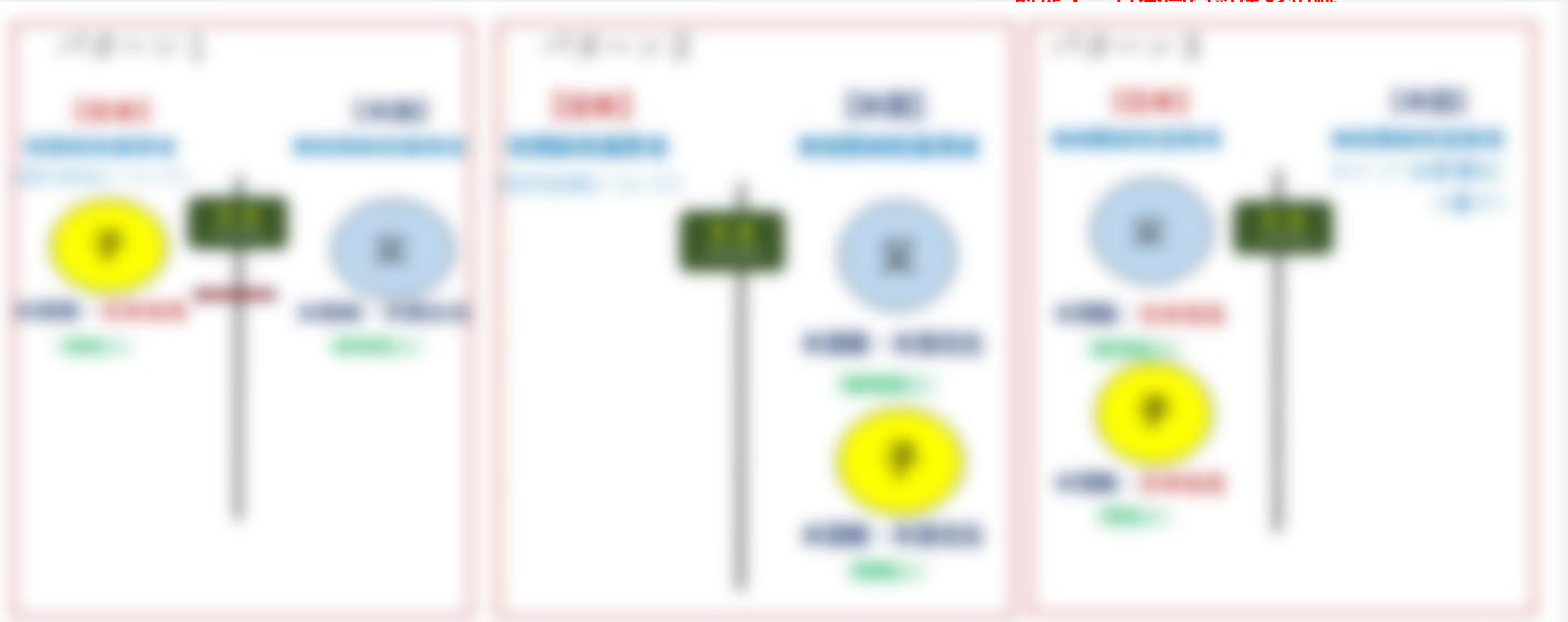
相続税の課税対象となる財産のうち、相続税の課税対象とならない財産は、相続税の課税対象とならない財産である。相続税の課税対象となる財産のうち、相続税の課税対象とならない財産は、相続税の課税対象とならない財産である。

相続税の課税対象となる財産のうち、相続税の課税対象とならない財産は、相続税の課税対象とならない財産である。

# Case.6 二重税額が発生するパターン

★ 米国は「遺産税方式」で日本は「遺産取得税方式」のため次のような問題がある

前提： 日本国内財産の相続





# 7. 海外信託の現状と課題



## 1. 信託の法的な位置づけ

信託は、民法第669条以下に規定され、債権と債務の分離を目的として、委託者が信託財産を受益者に譲渡し、受益者が信託財産を管理・処分する制度である。

## 2. 信託の法的な位置づけ

信託は、民法第669条以下に規定され、債権と債務の分離を目的として、委託者が信託財産を受益者に譲渡し、受益者が信託財産を管理・処分する制度である。

## 3. 信託の法的な位置づけ

信託は、民法第669条以下に規定され、債権と債務の分離を目的として、委託者が信託財産を受益者に譲渡し、受益者が信託財産を管理・処分する制度である。

## 4. 信託の法的な位置づけ

信託は、民法第669条以下に規定され、債権と債務の分離を目的として、委託者が信託財産を受益者に譲渡し、受益者が信託財産を管理・処分する制度である。

## ◆参考⑪ 日本の信託課税の考え方

日本では、**信託課税の原則として「受益者課税」**を適用しています。

つまり、受益者が信託財産から利益を得た場合に課税の対象となります。

ところが、海外に設置された信託の場合には少し事情が複雑です。

たとえば、受益者と受益者が異なったり、受益者がいない場合には、課税方法が異なってきます。

重要なポイントが以下の通りです。

海外信託の場合、**受益者の国籍と住所**が重要な要素になります。日本では、受益者の国籍と住所が受益者と同じと「みなす」規定が適用されます。(みなし受益者(贈与税法第2))

受益者がいない場合は、**受益者に対する課税(個人でも法人)と課税による課税(受益者)**が定められています。

信託による**受益者の課税**により、受益者の信託財産を得て世帯主(信託財産管理機構の機関)が課税されています。

つまり、日本の信託税制では、海外信託の場合には、受益者や受託者の状況によって複雑な課税方法が適用されるのが実情です。

# ◆参考⑫ 各国の信託課税の概要

## ＜英国＞

信託の受益者は、原則として、信託の利益を享受する権利を有する者として課税される。ただし、信託の利益を享受する権利を有する者が、信託の利益を享受する権利を有する者として課税される。

## ＜オランダ＞

信託の受益者は、原則として、信託の利益を享受する権利を有する者として課税される。ただし、信託の利益を享受する権利を有する者が、信託の利益を享受する権利を有する者として課税される。

## ＜米国＞

信託の受益者は、原則として、信託の利益を享受する権利を有する者として課税される。ただし、信託の利益を享受する権利を有する者が、信託の利益を享受する権利を有する者として課税される。

## ＜オーストラリア＞

信託の受益者は、原則として、信託の利益を享受する権利を有する者として課税される。ただし、信託の利益を享受する権利を有する者が、信託の利益を享受する権利を有する者として課税される。

## ＜香港＞

信託の受益者は、原則として、信託の利益を享受する権利を有する者として課税される。ただし、信託の利益を享受する権利を有する者が、信託の利益を享受する権利を有する者として課税される。

信託の受益者は、原則として、信託の利益を享受する権利を有する者として課税される。ただし、信託の利益を享受する権利を有する者が、信託の利益を享受する権利を有する者として課税される。

## ＜シンガポール＞

信託の受益者は、原則として、信託の利益を享受する権利を有する者として課税される。ただし、信託の利益を享受する権利を有する者が、信託の利益を享受する権利を有する者として課税される。



## 《 GEPAS biz 》

海外資産プロフェッショナル・アドバイザー・サービス・ビズ

金田一 喜代美

税理士 CPA/CFP/MBA

[gepas@002.seventh-sense.co.jp](mailto:gepas@002.seventh-sense.co.jp)



## 《Tokyo Akasaka office》

東京 赤坂事務所

〒107-0052

東京都港区赤坂2-12-10

HF溜池ビルディング7F

Tel 03(6426)5542



## 《 Singapore Office 》

シンガポール支店新設

7TH SENSE GROUP

SINGAPORE PTE.LTD

10 JALAN BESTAR #13-04 SIM

LIM TOWER Singapore 208787

国際相続、海外資産運用でお困りのことがあればお問い合わせくださいませ。  
ご連絡をお待ちしています!きっと、みなさまの心強い味方となって、ご安心されることを  
お約束いたします!

## 『テキストのご紹介』



お問い合わせ窓口

« GEPAS biz »

[gepas@seventh-sense.co.jp](mailto:gepas@seventh-sense.co.jp)

★本セミナーの詳細も詳しく載っています!

★ Amazon,

★ 東京税理士協同組合でも販売中!

# 『海外税法条文翻訳シリーズ』

各国の遺産税条文の翻訳データの販売をしています。  
国際的な相続税対策に必要な不可欠な一冊となっています。

## 商品特徴:

- ・ 翻訳: 専門の翻訳家と税務専門家による精緻で的確な法文の翻訳。
- ・ 最新情報: 各国の最新の税法に基づく内容。(2024年4月現在)
- ・ 利便性: 電子データ形式でいつでもどこでも閲覧可能。
- ・ プロフェッショナル向け: 弁護士、税理士、会計士、研究者などの専門家に最適。



# 《ご留意事項》

本資料は著者の見解に基づいており、完全な正確性を保証するものではありません。したがって、本資料の利用により生じた直接的または間接的な損害について、著者は一切の責任を負いません。

この資料は一般的な考え方をまとめたものです。実務においては、法令や公的機関の情報も確認の上、ご自身の判断と責任で対応されることをおすすめします。専門家にもご相談ください。

本資料は国内の2024年5月時点の法規に基づいています。今後の税制や法改正により、内容が変更になる可能性がありますので、ご留意ください。

本資料の著作権は弊社に帰属しており、無断での転用・転載・複製は固く禁じます。発見した場合は法的措置を取らせていただきます。

掲載中の文章・写真・図表等の著作権は  
セブンセンス税理士法人に帰属し、  
無断転用・転写・転載・複製などを一切禁止致します。

Copyright(C) 2023 seventh-sense Tax Corporation All rights reserved.

2024年7月8日発行

=レジュメの番号から押さえておきたいページ=

- 1) 国際相続の特色 P0
- 2) 法務は言葉(準拠法、本国法、相続統一主義、相続分割主義) P3.4.5
- 3) 包括承継主義と管理清算主義のなにがちがうのか P7. 8  
プロベイトと税務の関係
- 4) 税務は2種類(遺産税方式、遺産取得税方式)  
これと 包括承継主義と管理清算主義の関係 P12 14 16
- 5) 日本での国際相続の実務的な留意点について P18
- 6) ジョイント資産(みなし財産)の課税関係 P29